**サクっと小技** 寝る時は最初の３時間ぐっすり眠れるかが重要。エアコンも３時間は快適な温度でかけておくと良い。その後はタイマーで切る等、好みに合わせて。

小田原青色申告会の
あおいろ優待サービス

# 箱根園水族館

会員特典
施設割引

## 富士山と芦ノ湖を一望できる水族館！バイカルアザラシに会いに行こう♪

海抜723m。大海の生きものが集まった、日本で一番標高の高いところにある海水の水族館です。中央には高さ7m、1,255tの海水をたたえた陽の光が直接そそぐオープンエアーの大水槽が！エイやサメに導かれスロープを降りると、頭上では海水魚たちが舞い、岸辺ではペンギンたちが話しかけてくれるかも♪

神奈川県足柄下郡箱根町元箱根139
TEL：0460-83-1151（9:00～17:00）
http://www.princehotels.co.jp/amuse/hakone-en/suizokukan/

**会員特典**

大　人：1,500円 ▶ **優待料金：1,300円**
こども：750円（4歳～小学生） ▶ **優待料金：650円**

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

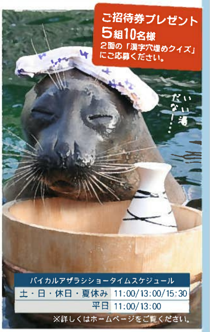

**ご招待券プレゼント**
**5組10名様**
2面の「漢字穴埋めクイズ」にご応募ください。

| バイカルアザラシショータイムスケジュール | |
|---|---|
| 土・日・休日・夏休み | 11:00/13:00/15:30 |
| 平日 | 11:00/13:00 |

※詳しくはホームページをご覧ください。

---

# 大磯ロングビーチ

**相模湾が一望できるシーサイドリゾートプール！**
**営業期間：2017年7月8日(土)～9月18日(月・祝)**

## 7月は幼児料金無料！

３才～未就学児童のお子さまは７月中の入場料が無料になるキャンペーンを実施！
この機会にお得にプールを楽しもう♪

神奈川県中郡大磯町国府本郷546
TEL：0463-61-7726（9：00～17：00）
http://www.princehotels.co.jp/pool/oiso/

**会員特典**

おとな：3,800円 ▶ **優待料金：3,000円**
中高生：2,600円 ▶ **優待料金：2,000円**
シニア：2,100円 ▶ **優待料金：1,600円**
小学生：2,100円 ▶ **優待料金：1,600円**
幼　児：1,100円 ▶ **優待料金：800円**
※７月のみ幼児無料

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

個性豊かなプールで
弾ける楽しさ！溢れる笑顔！

# 税のカレンダー

**納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！**

**○国民健康保険料（税）の納期限**
【第２期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町………7月31日(月)
【第３期分】松田町………7月31日(月)
【第４期分】真鶴町………7月31日(月)

**○介護保険料の納期限**
【７月分】小田原市………7月31日(月)
【第１期分】中井町・大井町・松田町・山北町………7月31日(月)
【第２期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町………7月31日(月)
【第４期分】真鶴町………7月31日(月)

**○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限**
【７月分】小田原市………7月31日(月)
【第１期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町………7月31日(月)

**○固定資産税・都市計画税の納期限**
【第２期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・箱根町・湯河原町………7月31日(月)

**○固定資産税の納期限**
【第２期分】山北町・開成町・真鶴町…7月31日(月)

※源泉所得税（１月～６月徴収分）
６ヵ月ごとの納付の特例の適用を受けている場合……納期限：7月10日(月)
※所得税の予定納税額の減額申請………申請期限：7月18日(火)
※所得税の予定納税額の納付（第１期分）………納期限：7月31日(月)

---

**税の基礎知識**

**税制改正特集**

# 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

## 1　改正の概要

納税者本人が受ける「配偶者特別控除」が、大きく拡大しました。

また、納税者本人の年収によって、受けられる配偶者控除及び配偶者特別控除の金額が変わるようになりました。

## 2　改正の時期

平成30年分以後の所得税について適用されます（住民税は平成31年度分より適用です）。いわゆる「103万の壁」による働き方が、**来年から**影響を受けることになります。

## 3　改正の内容

### （1）　配偶者控除

合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者控除の適用はできないこととなりました。

適用条件「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）」は変更になっていません。

納税者本人の合計所得金額に応じた控除の額は右表の通りとなります。

| 納税者本人の合計所得金額 | 控除額 | |
|---|---|---|
| | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下 | 38万円 | 48万円 |
| 900万円超<br>950万円以下 | 26万円 | 32万円 |
| 950万円超<br>1,000万円以下 | 13万円 | 16万円 |

### （2）　配偶者特別控除

配偶者特別控除額38万円（満額）の適用条件が、「配偶者の合計所得金額38万（給与収入103万）円以下」から「配偶者の合計所得金額85万（給与収入150万）円以下」に拡大されました。

配偶者の合計所得金額85万（給与収入150万）円超の場合、合計所得金額123万（給与収入201万）円まで段階的に控除額が設けられます。

配偶者控除と同じく、納税者には３段階に分けられた所得制限があります。

なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者特別控除の適用はできません。

**配偶者及び納税者本人の合計所得金額に応じた控除の額**

| 配偶者の合計所得金額 | 合計所得金額900万円以下（給与収入1,120万円以下）の控除額 | 合計所得金額900万円超950万円以下（給与収入1,120万円超1,170万円以下）の控除額 | 合計所得金額950万円超1,000万円以下（給与収入1,170万円超1,220万円以下）の控除額 |
|---|---|---|---|
| 38万円超　85万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 85万円超　90万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 |
| 90万円超　95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 95万円超　100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 100万円超　105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 105万円超　110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 110万円超　115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 115万円超　120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 120万円超　123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |
| 123万円超 | 0円 | 0円 | 0円 |

## 4　社会保険との関係

150万円までパートで稼いだ場合、いわゆる「106万円の壁」、「130万円の壁」を越えることとなりますので、社会保険（厚生年金・健康保険）への加入又は国民健康保険・国民年金への加入が必要になります。

## 5　改正の影響（配偶者の給与収入別）

（1）100万円超
配偶者に住民税が発生する場合があります。

（2）103万円超（いわゆる103万円の壁）
配偶者に所得税が発生します。
配偶者控除の適用がなくなり、配偶者特別控除が適用されます。
配偶者手当のある会社では、一部手当の支給が停止する場合があります。

（3）106万円超（いわゆる106万円の壁）
一部の大企業では、その他一定の要件に該当すると社会保険の扶養から外れ、社会保険料負担（年間で十数万円）が生じるようになります。
納税者が個人事業者の場合は影響がありません。

（4）130万円超（いわゆる130万円の壁）
社会保険の扶養から外れ、社会保険料負担が生じるようになります。
ここを超えるかどうかで年間数十万円負担が変わることもあります。
106万円の壁と同様に、納税者が個人事業者の場合は影響がありません。

（5）150万円超（今回の改正）
納税者の配偶者特別控除が減額され始めます。
配偶者の収入が増えることに、段階的に控除額が小さくなっていきます。
給与収入が201万円を超えると配偶者特別控除はゼロとなります。

今回の改正によって平成30年以降、「106万円の壁」と「130万円の壁」の社会保険料（健康保険と年金）の部分が大きく影響してきます。

配偶者特別控除の枠が拡大したからといって、会社員の配偶者が収入を増やしても、社会保険料の負担の増加により、手取り金額はそれほど増えません。場合によっては、減少することもあります。

**詳しい情報は、税務署等にお問い合わせください。**

---

県税事務所
からのお知らせ

# 口座振替（自動払込み）による納税制度のご案内

個人事業税と自動車税については、預貯金口座からの「口座振替（自動払込み）」により納税することができます。

納税のために出かける必要がなく、また、納税の記録が通帳に残りますので便利です。ぜひご利用ください。

**○取扱金融機関**
神奈川県内に本店又は支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び全国の郵便局など。

**○申込方法**
「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」が県内金融機関や県税事務所に置いてありますので、必要事項を記入し、押印の上、預金口座のある取扱金融機関へ提出してください。

なお、お近くの県税事務所に提出することもできます。

**○納付済通知書**
納付済通知書は、振替日から２週間ほどで郵送させていただきます。

自動車税については、車検に必要な納税証明書も郵送します。

詳しくは神奈川県のホームページ「県税便利帳」でご確認いただくか、県税事務所までお問い合わせください。

**◇問い合わせ先**
**小田原県税事務所**
**管理課　管理第一班**
**TEL　0465-32-8000(代)**

---

小田原税務署からのお知らせ

# 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第１期分）の納税をお忘れなく

**所得税及び復興特別所得税の予定納税（第１期分）**　**納期　平成29年7月1日～7月31日**

**予定納税とは**

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の１相当額をそれぞれ７月（第１期分）と11月（第２期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。

**予定納税額の納付**

**振替納税を利用している方**
納期の最終日（平成29年７月31日（月））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

**上記以外の方**
納期の最終日までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください（納付に当たっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。　また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。

第１期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

**小田原税務署**（税についての相談窓口）TEL 0465-**35-4511**（自動音声によりご案内）

地元のお店探しにとっても便利！
地域密着検索サイト「どこどこ」
イベント、セミナー等の最新情報を随時更新中！
公式ホームページ
インターネットで情報発信中
「いいね！」お願いします
Facebook
相互フォロー募集中！
Twitter

---

ご予約は
お早めにどうぞ。

**会員限定無料相談**

**要ご予約**
予約 ☎24-2612

弁護士の
**法律相談会**
10時～12時
7月21日(金)
8月1日(火)
8月18日(金)

弁護士の
**相続相談会**
10時～12時
7月19日(水)
8月16日(水)

税理士の
**税相談会**
14時～16時
7月20日(木)
9月21日(木)

社労士の
**年金相談会**
10時～12時
8月8日(火)
9月12日(火)

不動産コンサルタントの
**不動産相談会**
10時～12時
7月27日(木)
8月24日(木)

日本政策金融公庫の
**融資相談会**
10時～12時
8月2日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの
**経営相談会**
日時応談
予約 ☎24-2614

ご注意
同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

---

**編集長後記** ７月は、七夕などの夏の行事が始まる季節。梅雨が明けると夏の酷暑がやってきます。今月号の三面では、税制改正された配偶者控除につ